

(参考資料)

補助金に係る消費税仕入控除税額について

課税事業者は、課税期間における課税売上高に対する消費税額から、課税仕入に係る消費税額等を控除した額（以下、仕入控除税額という。）を消費税として納付することとなっております。しかし、補助金等の収入（以下、特定収入という。）は課税対象とならないため、特定収入により賄われる消費税額は事業者において負担されていないことになり、仕入控除税額は補助対象とならず、補助金に係る仕入控除税額を返還する必要があります。そのため、補助金交付要綱に基づき、補助金の交付を受けた事業者は事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により、補助対象経費に含まれる消費税額及び地方消費税額のうち仕入控除税額が確定した場合は、消費税控除税額報告書（様式第15号）にて、補助金の交付者に報告することとなっております。

（返還義務の有無）

| 区分 | | | | 返還義務 | | |
|---------------------------------------|--|----------------------------------|-------------------------------|-------------|---------------------------|----|
| 1. 免税事業者 ※基準期間の課税売上高が 1,000 万円以上 | | | | なし | | |
| 2. 納税義務者 ※基準期間の課税売上高が 1,000 万円を超える | (1) 簡易課税 ※預かった消費税に一定率をかけて算出した額を納税額とする方式 | | | なし | | |
| | (2) 原則課税 ※預かった消費税から支払った消費税を差し引いて計算する方式 | ア. 公益法人(社会医療法人を含む)で特定収入割合が5%超の場合 | | なし | | |
| | | イ. ア以外の場合 | (ア) 課税売上高が5億円以上又は課税売上割合が95%未満 | A. 一括比例配分方式 | あり | |
| | | | | B. 個別対応方式 | a. 補助金の対象経費が課税売上上要する課税仕入 | あり |
| | | | | | b. 補助金の対象経費が非課税売上上要する課税仕入 | なし |
| (イ) 課税売上が5億円以下で課税売上割合が95%以上 | | c. 補助金の対象経費が課税売上と非課税売上共通に要する課税仕入 | あり | | | |

$$\text{※課税売上割合} = \frac{\text{課税売上高}}{\text{課税売上高} + \text{非課税売上高}} \times 100$$

総売上高

(仕入控除税額の計算区分)

| 課税売上 | | 課税売上割合 | 仕入控除税額の計算 | |
|-------|--|--------|---------------|----------|
| 5億円超 | | すべて | 税額控除方式の 選択 | 個別対応方式 |
| 5億円以下 | | 95%未満 | | 一括比例配分方式 |
| | | 95%以上 | 全額控除 | |

(計算方法) ※消費税率8%の場合

全額控除の場合

$$\text{補助金額} \times 8 / 108 = \text{返還額}$$

一括比例配分方式の場合

$$\text{補助金額} \times 8 / 108 \times \text{課税売上割合} = \text{返還額}$$

個別対応方式の場合

AとBの合計額が返還額になります。

A 課税売上のみ要する補助対象経費に使用された補助金

$$\text{補助金額} \times 8 / 108 = \text{返還額}$$

B 課税売上と非課税売上に共通して要する補助対象経費に使用された補助金

$$\text{補助金額} \times 8 / 108 = \text{返還額}$$